

労働団体法 I

科目ナンバリング SOL-301
選択 2単位

藤木 貴史

1. 授業の概要(ねらい)

私たちの社会では、多くの人が雇用されて労働し、賃金を得ることで生活しています。しかし、労働者は使用者よりも力が弱いので、適切な法規制がなされないと、さまざまな困難に直面することになります。労働法は、こうした困難を防ぎ、人間が人間らしく生きられようとするさまざまな規制を行う法分野です。

労働団体法Iでは、集团的労働法のうち、総論と団結権に関する基礎的部分を扱います。労働団体法Iと労働団体法IIは連続性が強いので、できるだけ両方履修するようにしてください。また、労働法I・IIの知識があることが望ましいです。

2. 授業の到達目標

- ・集团的労働法の基礎的な知識を習得する
- ・労働法を知らない人に対して、労働法の仕組みを説明し、職場の問題解決の指針を示すことができる。

3. 成績評価の方法および基準

- ・期末試験: 7割(説明問題/事案問題により、労働法の仕組みを説明できるかを測る)
- ・小テスト: 3割(穴埋め問題/選択式問題により、基礎的知識の定着度を測る)

※小テストは授業中に毎回出題し、次回にフィードバックする予定です

※期末筆記試験には、六法および教科書(『基礎から学ぶ』)のみ持ち込みを認めます。

4. 教科書・参考文献

教科書

金子征史ほか編著 『基礎から学ぶ労働法II[第2版]』 エイデル出版(2014年)

参考文献

日本労働政策研究・研修機構 『労働関係法規集(2019年版)』 日本労働政策研究・研修機構

5. 準備学修の内容

講義前: 30分程度を目安に、テキストの当該箇所を読む。不明点をノートに書きだし、講義において問題点を理解できるようにしましょう。

講義後: 1時間程度を目安に、テキスト・レジュメの復習、小テストの復習(答えの確認)。友達・家族に、その日聞いた労働法のおおまかな仕組みを説明できる程度まで復習しましょう。

6. その他履修上の注意事項

【授業に臨む姿勢】

- ・講義中は講義に集中することが求められます。ゲームや私事を見つけた場合には止めるよう注意をします。また、食事は禁止します。(飲み物を飲むのは構いません)。
- ・休まないで出席することは理解の前提となるので、その旨心がけてください。
- ・六法/法令集は授業に持ってくる。また、自分で必要な条文を探せるようにしておくこと。

【関連科目】

- ・本講義では、労働法I・IIを履修済みであることを前提とします。
- ・①日本国憲法、②民法(民法総則、債権各論)、③刑法、④行政法、⑤民事訴訟法などの基礎的知識があることが望ましいです(ただし、これらの科目を履修していない学生でも、この講義を履修して構いません)

7. 授業内容

- | | |
|--------|---------------------|
| 【第1回】 | イントロダクション |
| 【第2回】 | 集团的労働法と労働者 |
| 【第3回】 | 公務員と労働法 |
| 【第4回】 | 労働基本権の制約(1) |
| 【第5回】 | 労働基本権の制約(2) |
| 【第6回】 | 労働組合の歴史 |
| 【第7回】 | これまでのまとめ |
| 【第8回】 | 不当労働行為(1)―労働委員会について |
| 【第9回】 | 不当労働行為(2)―不利益取り扱い |
| 【第10回】 | 不当労働行為(3)―不当労働行為意思 |
| 【第11回】 | 不当労働行為(4)―支配介入 |
| 【第12回】 | 労働組合と団結権 |
| 【第13回】 | 労働組合と組織強制 |
| 【第14回】 | 労働組合と権利義務 |
| 【第15回】 | 全体のまとめ |